五五　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一九　六
五六　土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更を認可した件　二〇　六
五七　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正した件　二〇12　一
五八　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二一　九
五九　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　二五　六
六〇―六四　砂防法第二条の土地を指定する件　二六　四
六五　信号符字を点附した件　二六　五
六六　信号符字を取り消した件　二六　五
六七　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二七　六
六八―六九　エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件　二七　七
七〇　平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める件　二八　六
七一　砂防法第二条の土地を指定する件　二八　六
七二　監理技術者講習の登録をした件　二八　七
七三　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する件　二八　18　六八
七四　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件　二八　18　七二
七五　装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する件　二八　18　七二
七六　土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件　三一　六
七七　直轄砂防工事を終了する件　三一　六
○国土交通省、環境省
一　広域臨海環境整備センター法施行令に規定する主務大臣が指定する財産及び主務大臣が定める日を定める件　一四　七
○気　象　庁
一　気象測器の型式を証明した件　二七　七
○海上保安庁
七一―航路標識に関する件　水路測量の実施に関する件　四　四
八　水路測量の実施に関する件　四　六
一三九―航路標識に関する件　一七　六
一四　海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する件　一八　五
一〇五―航路標識に関する件　二四　六
二一七―〃　二六　五
二八〇―〃　二八　七
三二　水路測量の実施に関する件　三一　六
○環　境　省
一　租税特別措置法に基づき国立公園又は国定公園の特別地域と同等の規制を受ける都道府県立自然公園の特別地域を認定した件　一四　七
二　租税特別措置法に基づき自然環境保全地域の特別地区と同等の規制を受ける都道府県自然環境保全地域の特別地区を認定した件　一四　七
三　吉野熊野国立公園西大台利用調整地区に係る立入りの認定及び立入認定証の再交付の手数料の額を定める件の一部を改正する件　一四　七
四　国立公園及び国定公園ごとにその特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件の一部を改正する件　一七　七
五　土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件　二八　八
○防　衛　省
一七―海上における射撃訓練を実施する件　七　六
一八―海上における射撃訓練等を実施する件　七　七
一八三―海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　七　七
一四五―海上における射撃訓練を実施する件　八　八
一六　海上における射撃訓練を実施する件　八　八
一七〇―海上におけるチャフ及びフレア発射試験を実施する件　八　八
二一　海上における射撃訓練等を実施する件　二〇　六
○東北地方整備局
一二　道路に関する件　五　九
三　都市計画に関する件　一三　九
四　道路に関する件　一四　八
五―〃　一四　八
六―〃　一四　八
七―〃　一八　六
九―浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件　一九　七
一〇―住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件　二〇　六
一三　道路に関する件　三一　六
○関東地方整備局
一　道路に関する件　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の確認検査の業務を行う事務所の所在地を変更した件　六　八
二　道路に関する件　浄化槽の型式を認定した件　七　八
三　道路に関する件　高速自動車国道に関する件　一一　七
四　道路に関する件　一四　八
六―〃　一七　八
七―〃　一七　九
八―〃　二〇　七
一〇―エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件　二五　六
一三九―道路に関する件　三一　六
二四　宅地建物取引業法第六十五条第二項の規定による処分をした件　三一　七
○北陸地方整備局
一二　道路に関する件　浄化槽の型式を認定した件　七　八
一三　道路に関する件　一四　八
四　道路に関する件　一八　七
五―〃　河川に関する件　二〇　七
六―道路に関する件　二五　六
七―〃　二五　六
八―〃　二八　六
○中部地方整備局
一一　道路に関する件　一一　八
二―〃　一二　一〇
三―〃　一七　九
四―〃　宅地建物取引業法第六十九条第一項の規定による聴聞を行う件　一九　七
五―道路に関する件　二五　六
六―道路に関する件　二五　六
七―道路に関する件　二五　六
八―道路に関する件　二五　六